

佐賀県告示第 333 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 29 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東松浦 郡玄海 町大字 今村	外津- 1 (387 -001_1) 外津- 2 (387 -001_2) 外津- 3 (387 -001_3) 外津- 4 (387 -001_4) 外津- 5 (387 -001_5) 外津- 8 (387 -001_8) 野崎- 1 (387 -002_1) 野崎- 2 (387 -002_2) 宮の下 2 - 1 (387 -003_1) 宮の下 2 - 2 (387 -003_2) 山口- 1 (387 -006_1) 山口- 3 (387 -006_3) 加志竹 1 - 2 (387 -007_2) 中通 1 (387 -008) 仮立- 1 (387 -009_1) 仮立- 2 (387 -009_2) 仮立- 3 (387 -009_3) 仮立- 5 (387 -009_5) 下前田- 1 (387 -044_1) 下前田- 2 (387 -044_2) 下前田- 3 (387 -044_3) 外津 2 - 1 (387 -001_1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり

	外津 2 - 2 (387 -001_2) 外津 3 (387 -002) 外津 4 - 1 (387 -003_1) 外津 4 - 2 (387 -003_2) 浦山 2 - 1 (387 -004_1) 浦山 2 - 2 (387 -004_2) 浦山 2 - 3 (387 -004_3) 浦山 1 (387 -005) 中通 2 - 1 (387 -006_1) 中通 3 (387 -007) 宮の下 1 (387 -008) 加志竹 2 (387 -012) 加志竹 3 - 1 (387 -013_1) 加志竹 3 - 2 (387 -013_2) 西の平 1 - 1 (387 -016_1) 西の平 1 - 2 (387 -016_2) 加志竹 4 (387B -001)	
	志礼川 (387 -004)	土石流
東松浦 郡玄海 町大字 値賀川 内	中の段- 1 (387 -012_1) 中の段- 2 (387 -012_2) 二畝町- 1 (387 -013_1) 二畝町- 2 (387 -013_2) 二畝町- 3 (387 -013_3) 江固- 1 (387 -014_1) 江固- 2 (387 -014_2) 江固- 3 (387 -014_3) 薄木- 1 (387 -017_1) 薄木- 2 (387 -017_2) 春田- 1 (387 -018_1) 春田- 2 (387 -018_2) 春田- 3 (387 -018_3) 七ツ枝 1 (387 -019) 七ツ枝 2 (387 -020) 七ツ枝 3 (387 -021)	急傾斜地 の崩壊
	鬼木川 (387 -001) 田向川 (387 -002) 谷川 (387 -002)	土石流
東松浦 郡玄海 町大字 平尾	平尾 1 (387 -014) 平尾 2 (387 -015)	急傾斜地 の崩壊

東松浦	門前 (387 -004)	
郡玄海	甲頭- 1 (387 -005_1)	
町大字	甲頭- 2 (387 -005_2)	
普恩寺	山口- 2 (387 -006_2)	
	普恩寺 1 (387 -009)	
	普恩寺 3 (387 -011)	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)